



被保険者と相手方との共謀による事故に対する保険者の対応

共栄火災海上保険株式会社 島 智久

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

名古屋地裁令和元年 6 月 26 日判決（控訴¹⁾）

平成 29 年（ワ）第 3877 号 損害賠償請求事件（第 1 事件）、平成 30 年（ワ）第 2115 号 保険金債務不存在確認請求事件（第 2 事件）

判例時報 2440 号 81 頁

1. 本件の争点

本件は、X が夜間、X 所有（と主張する）車両（X 車）を道路左端に停車（駐車）していたところ、Y1 の配偶者 A が所有する車両（Y 車）が追突したという事故において、①第 1 事件では、X が、Y1 に対して不法行為による損害賠償を求めるとともに、Y 車を被保険自動車として自動車総合保険契約していた Y2（保険会社）に対して保険契約の直接請求権に基づいて上記で確定した損害賠償額の支払を求め、Y1 との間では損害額が、Y2 との間では主位的には保険事故の存否、予備的に Y1 の故意による免責として保険金支払義務の存否が争点となり、②第 2 事件では、Y2 が Y1 に対し、Y2 の Y1 に対する保険金支払義務の不存在の確認を求め、その支払義務の存否、Y2 の確認の利益が争点となった。

2. 事実の概要

(1) X 及び Y1 は、平成 27 年 7 月 25 日午後 7 時 25 分頃、名古屋市の路線上において、X が運転する普通乗用自動車（以下「X 車」という。）に、Y1 の配偶者 A が所有する普通乗用自動車（以下「Y 車」という。）を Y1 が運転し追突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生し、X は頸椎捻挫、腰椎捻挫、両下腿打撲傷、頭部打撲、胸部打撲傷の傷害を負い、X 車が損傷したと主張している。

(2) Y2 は、平成 25 年 3 月 27 日、Y1 の当時の配偶者との間で、以下の内容の自動車総合保険契約（本件保険契約）を締結した。なお、Y1 は、平成 30 年頃同配偶者と離婚している。

ア. 保険期間 平成 25 年 3 月 27 日から平成 28 年 3 月 27 日まで

イ. 保険対象車（被保険自動車） Y 車

1) 控訴となっているが、控訴審判決においても本判決と結論に変更はなかったようである。

- ウ. 保険者 Y2
- エ. 被保険者 Y1 の配偶者 A および Y1
- オ. 保険金額 対物・対人賠償責任保険無制限

(3) 本件保険契約の約款には以下の内容の規定があった。

- ア. 対人及び対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合又は裁判上の和解もしくは調停が成立した場合には、損害賠償請求権者に対し、保険会社は損害賠償金を支払う。
- イ. 対人及び対物賠償責任保険金について、記名被保険者以外の被保険者の故意によって生じた損害に対しては、Y2 は保険金を支払わない。

(4) 事故車両の情報および損傷状況

- ア. X 車は平成 3 年 3 月に初度登録のボルシェで、本件事故が発生したとされる平成 27 年 7 月 25 日時点、自動車登録上の所有者は株式会社 B、同使用者は C 社であった。
- イ. Y 車は平成 16 年 2 月に初度登録のニッサンキューブで、本件事故が発生したとされる平成 27 年 7 月 25 日時点、所有者は当時 Y1 の配偶者 A であった。
- ウ. X 車は、後部（リヤバンパー、テールレンズ）に、6 時方向からの入力による押し込み損傷がある。また、左前部（左フロントバンパー、左フロントフェンダー、左フロントタイヤホイール）には、11 時方向からの入力による押し込み損傷があり、フロントサスペンションが折れている。ボンネットは左から右に変形移動し、フロントガラスがはがれている。左リアホイールには縁石と接触したと思われる痕跡がある。
一方、Y 車は、フロントバンパーからボンネットにかけて 12 時方向からの押し込み損傷があり、フロントバンパー部分には、追突した相手車両のものと思われるナンバープレート（ナンプ）の封印やボルトの印象痕が残っている。また、運転席及び助手席のエアバッグが作動している。

(5) 実況見分調書に基づく事故発生状況

衝突地点から X 車の停止地点までの距離は約 88 メートルであった。道路は、X 車及び Y 車が進行していたとされる方向に向かって、勾配 17% の下り坂である。坂を下りきった付近で X 車の進行方向から見て右にカーブしている。本件道路の坂を下りきった付近には、街灯、道路標識、カーブミラー等が設置されている。Y1 の指示説明によると、Y 車は、下り坂になっている本件道路の途中に停車していた X 車に追突し、追突された X 車は本件道路を前方に約 88 メートル進行して停止したことになる。

3. 判旨（第1事件：一部認容、一部請求棄却、第2事件：認容）

(1) 第1事件

① Y1 に対する請求

X と Y1 の間では事故の発生事実には争いがないことから、以下の内容を判示し、X の人身損害の一部のみ認容した。

ア. 賠償責任について

「本件事故が発生したこと及び本件事故が Y1 の過失（前方不注視及び安全確認義務違反）によるものであることは、X と Y1 との間で争いがない。以上によれば、Y1 は、X に対し、本件事故によって X が被った損害を賠償すべき義務を負う。」

イ. 人身損害について

「X は、本件事故により頸椎捻挫等の傷害を負い、その治療費（文書料を含む）として 86 万 8,380 円の損害を被ったと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。」「休業の必要性があったとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。本件事故によって、X に休業損害が発生したとは認められない。」として、休業損害以外の請求を認めた。

ウ. 車両損害について

「(ア) 証拠…によれば、本件事故が発生した平成 27 年 7 月 25 日時点で、X 車の自動車登録上の所有者は株式会社 B、同使用者は C 株式会社（以下「C 社」という。）であったこと、本件事故により X 車の後部及び左前部が損傷したこと、X が依頼した修理業者は、X 車の修理費用を 360 万 5,040 円とする見積書を作成したこと、X は、本件事故後、現在まで、X 車を修理業者に預けたまま放置しており、修理費用も支払っていないこと、X は、X 車の自動車税を支払ったことがないことが認められる。

(イ) X は、X の D に対する 150 万円の貸付金債権に対する代物弁済として、平成 26 年 3 月 26 日、D の連帯保証人である C 社から、X 車の譲渡を受けたと主張する。また、これを裏付ける証拠として、上記貸付に係る平成 25 年 12 月 15 日付け金銭借用証書及び C 社（代表者 D）を作成者とする平成 30 年 1 月 11 日付け自動車譲渡証明書を提出している。しかしながら、X は、上記金銭借用証書の写しのみを証拠として提出し、原本を提出していないこと、上記金銭借用証書には、連帯保証人として記載されている C 社の社印が押されていないこと、D は、上記金銭借用証書が作成された時点で C 社の代表者ではなかったこと、C 社は平成 26 年 10 月に破産手続開始決定を受けていること…などを総合すると、上記各証拠…によって、X が C 社から X 車の譲渡を受けたと認定することは困難であり、他に X が X 車の所有権を取得したと認めるに足りる証拠はない。また、以上に加えて、前記（ア）のとおり、X が本件事故後長期間 X 車を修理業者に預けたまま放置していることなどを併せ考慮すると、本件事故当時、X が X 車を使用する権限を有していたかどうか疑問である。X が X 車を使用する権限を有していたことを裏付ける証拠も見当たらない。

(ウ) 以上によれば、本件事故により X 車が損傷し、その車両修理費用が必要になったとしても、これを X の損害と認定することはできない。」

エ. 代車費用について

「X は、本件事故当時、X 車の所有権又は使用权を有していなかったこと、X は、」「代車費用を払った覚えはないと供述していることを考慮すると、」「代車費用を」「X の損害と認定することはできない。」

② Y2 に対する請求

Y2 の主位的主張（保険事故の不存在）は否定したが、X の故意の事故招致（X と Y1 の共謀）によるものと判断して、X の請求を棄却した。

ア. Y2 の主位的主張について

「Y2 は、本件事故が発生したとする X 及び Y1 の説明には、不自然かつ不合理な点が多々認められるから、本件約款にいう対物事故の発生を認めることはできないと主張する。しかしながら、本件約款に基づく保険金請求の要件としての対物事故の証明としては、」「認定した事実が認められれば足りるというべきである。Y2 が不自然かつ不合理であると指摘する点は、Y1 の故意（本件約款上の免責要件）の有無を判断するにあたり考慮すれば足りる。Y2 の上記主張は採用できない。」

イ. Y1 の故意の有無について

X 車の所有権又は使用权、衝突形態、これまでの経緯、事故状況の事情を考慮の上、以下の通り認定した。

「Y1 は本件事故当時カードローン債務等を抱えていたこと、X は収入についての公的な証明書を提出せず、本件事故前に多数の保険金請求歴を有していることを併せ考慮すると、Y1 は、X と共謀の上、故意に Y 車を X 車に追突させたものと認められる。

X と Y1 は、本件事故前にはお互いに面識はなかったと主張し、本人尋問においてもその旨供述している。しかしながら、X 及び Y1 が合理的な理由もなく携帯電話の通話履歴の提出を拒否していることを考慮すると、互いに面識がなかったとすると Y1 の供述を採用するのは困難である。他に、Y1 が X と共謀の上故意に Y 車を X 車に追突させたとの上記認定を覆すに足りる証拠はない。」

(2) 第 2 事件

上記 (1) ②の認定内容より Y2 は Y1 に対し、「保険金支払義務を負わない。」と判示した。

Y2 の確認の利益の有無については「Y1 は、X と共謀の上、故意に本件事故が発生させたものである。また、Y1 は、本件訴訟（第 1 事件）において、X の損害及び損害額を争ってはいるが、本件事故の発生及び本件事故が Y1 の過失によって発生したことは認めている。これらの事情を総合すると、Y2 には、Y1 との紛争の抜本的な解決のため、Y2 の Y1 に対する保険金支払債務が存在しないことを確認する利益を有する。」と判示した。

4. 評釈（結論に賛成であるが一部疑問あり）

本件は、被保険者と相手方が共謀して起こした自動車交通事故についての保険金請求権に基づく保険金請求および直接請求権に基づく請求がなされた事案である。多くの保険者との紛争にお

いては、一方当事者との紛争であることから、被保険者・相手方双方との紛争、また直接請求権に基づく請求においての対応について実務的な観点から本件を検討してみたい。

(1) 直接請求権について

直接請求権は、保険契約者と保険会社の当事者間の契約内容である約款のなかで、第三者である交通事故の相手方の権利として定められたものであり、保険者が被保険者に対して賠償責任保険の保険金支払責任を負う場合に、その相手方が直接保険者に対して損害賠償額の請求が出来る。

自賠責保険では、自賠法第 16 条により被害者²⁾の直接請求権が法的に定められているが、自動車保険（任意保険）においては、約款上で定められている。

導入経緯や意義の詳細については本稿では割愛する³⁾が、自動車保険の対人賠償保険において示談代行制度を導入するにあたり、日本弁護士連合会が弁護士法 72 条に抵触する疑いがあることを指摘するとともに、保険会社の他人性を回避するための方策として被害者の直接請求権を提案⁴⁾したことによって創設されたものである。

一方で、直接請求権による請求については約款上一定の要件を満たす必要があり、大筋では①損害賠償責任の額の確定（判決、裁判上の和解、調停の成立、書面合意）、②損害賠償請求権者が被保険者に対して損害賠償請求権を行使しないことについての被保険者へ書面での承諾⁵⁾、③保険金額超過（アマウントオーバー）、④法律上の賠償責任を負うべきすべての被保険者（その法定相続人）の死亡、破産、生死不明な場合のいずれかに該当した場合となる⁶⁾。また、直接請求権を行使する場合には、保険金請求と同様、所定の手続きが必要となる旨が定められている⁷⁾。

実務的には、この直接請求権を行使しての保険会社への損害賠償額の支払請求は稀である⁸⁾が、損害賠償義務者としての被保険者を被告とした訴訟となった場合は、本件同様に損害賠償義務者だけでなく、損害賠償義務者を被保険者とする契約を締結している保険会社も同時に上記①を訴訟上で成就させる条件で被告として訴訟提起されるケースが多い実態にある⁹⁾。

(2) 保険金請求権に基づく請求における債務不存在確認について

被保険者の保険金請求において、保険金支払要件を満たさない（保険事故を確認できないケース等）事案や免責条項に抵触する事案、損害の過大請求事案等（モラル事案を含む）においては、

2) 自賠法上では過失の多寡を問わず、死傷した者を「被害者」と呼ぶ。

3) 保険毎日新聞社「自動車保険の解説」が詳しい。（本稿執筆時、最新は「自動車保険の解説」編集委員会・自動車保険の解説 2023（2023 年・保険毎日新聞社）である）

4) 1973 年意見書

5) 保険会社が示談代行を行い解決の際に当事者双方の署名捺印のある示談書ではなく、免責証書で解決を図る根拠となっている。なお、損害賠償請求権不行使の承諾による直接請求の可否については、坂東司朗「任意保険の実務」森富義明＝村主隆行 編著・交通関係訴訟の実務（2016 年・商事法務）48 頁が詳しい。

6) 本件訴訟の請求は①の条件から直接請求権を導いている。

7) 「損害賠償額の請求および支払」条項が定められている。

8) 吉澤卓哉「直接請求権のない賠償責任保険の示談代行と弁護士法 72 条」損害保険研究第 79 巻 2 号 41 頁（2017 年）にも同様の記載がある。

9) 直接請求権行使にかかわる判例として仙台高判平成 26 年 3 月 28 日判時 2276 号 42 頁についての判例評釈「任意自動車保険約款に基づく直接請求権の行使」梅村悠・上智法学論集 60 巻 1・2 号 79 頁（2016 年）が参考となる。

保険金請求権者側が積極的に保険金請求訴訟を起こさない場合もあり、保険者は保険金請求権者がアクションを起こさない限り、法的不安定な立場となるケースがよく見られる。

そのような場合に、保険者から積極的に保険金支払義務（一定の額以上の支払い義務がないことを含む）がないことを確定する手段として債務不存在確認訴訟¹⁰⁾を提起することがある。

保険約款上では、賠償責任保険における保険金請求権は直接請求権の発生要件①と同様に、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が確定（判決、裁判上の和解、調停の成立、書面合意）した時に保険金請求権は発生および行使できると規定されている。このことからすると、上記のようなケースの場合、保険金請求権が発生および行使ができる前の状態であることから、将来債権として確認の利益がないように見える。

しかしながら、この点については、自動車保険約款上、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の義務として、保険事故の通知をすることを課しており、保険会社は、その意思表示の元に示談代行義務¹¹⁾を果たすために損害賠償額（賠償保険金）の確定をしなければならないことから、その義務の有無、保険金支払債務の有無は保険会社の法的立場を確定する訴訟上の利益があるものと考えられる¹²⁾。

この点、本件においては、被保険者（損害賠償義務者）と損害賠償請求権者が訴訟（第1事件）で争っている争点は損害賠償額であって、保険者である保険会社が争う争点（保険事故の存否）には足らず、被保険者の主張とも相反することから、一体的解決を目的として提起された第2事件が併合審理¹³⁾されたものであると窺える。

(3) 外形的事実の立証について

最判平成19年4月23日裁判集民224号171頁は、自動車保険の車両保険における盗難にかかわる判決であるが、ここで保険金請求者の外形的な事実の立証の程度は「合理的な疑いを超える程度まで」としている。

上記判決は、車両の盗難の立証責任を示したものと評価されているところ、判示において「被保険自動車盗難」が約款上、他の保険事故と区別して記載されているが、「他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたもの」ではないとしていることから、車両保険全般のひいては保険事故全般に対してと考えることもできるのではないかと考える。

本件においては、判決上、保険会社側が、「本件事故が発生したとするX及びY1の説明には、不自然かつ不合理な点が多々認められるから、本件約款にいう対物事故の発生を認めることはできないと主張」しているとされていることから鑑みると上記「合理的な疑いを超える程度まで」の立証ができていないとの主張であったととらえることができる。

10) 損害額を確定する場合は、債務確定訴訟ともいえる。

11) 自動車保険約款においては「当社による解決」といった条項が設けられ、示談代行をする旨が規定されている。

12) ここで、裁判所としては「保険金請求権が発生していないことから、保険金支払債務は存在しない。」とも判示することができるかもしれないが、それでは後の紛争を残すこととなり、終局的な解決を目的とすることを考慮すると妥当な解決を導けないと考える。

13) 併合審理の形態についても前掲注9)の仙台高判平成26年3月28日判時2276号42頁が参考となると考える。

ここで、保険会社側が主張しているのは、「保険事故」の発生の有無について主張しているのに対し、裁判所は原告車と被告車が追突する交通事故を「本件事故」とし、その発生の有無について判断している。この裁判所の考える事故は衝突の事実といえるものであり¹⁴⁾、「保険事故」（保険金請求権の発生する要件）の外形的事実といってよいかは疑問がある。本件では抗弁事由である免責事項で十分判断できる事案であることから、「Y2 が不自然かつ不合理であると指摘する点は、Y1 の故意（本件約款上の免責要件）の有無を判断するにあたり考慮すれば足りる。」としているものと思われるが、免責事由に関してもう少し判断に迷う（ノンリケットよりは免責寄りの心象）場合はどのようなになるのか。前述のとおり、本件においての外形的事実の立証は、X 車と Y 車がぶつかったという衝突の事実であり、その事実の外形的な立証があれば保険事故としての「対物事故」の立証がなされたといえてよいのであろうか。本件同様、偽装事故が疑われる事案で津地判平成 29 年 7 月 14 日自保ジャーナル 2010 号 156 頁において、「通謀して故意に本件事故を偽装したと推認される。」としたものについても、外形的事実は「原告が主張する日時場所において」「衝突した」ということとしており、裁判所は「保険事故」の外形的事実ではなく、発生事象の外形的事実の立証で足りると考えていることが窺われる。本件の認定のキーとなる事故状況において衝突形態（X 車の損傷が 6 時方向、Y 車の損傷が 12 時方向からの入力）から、道路左端に停車している自動車に通常走行中の車が衝突することはかなり困難である状況からする（通常このような場合は、X 車の後方でも右側 4～5 時方向、Y 車は前方の左側 10～11 時方向の入力となるオフセット衝突といわれたものとなる。）と、実況見分は行われているものの本当にその場所でそのような形態でぶつけることができるのか（バンパーに相手車のナンバープレートが刻印され、エアバックが展開していることから考えると相当な衝突と考えられる）、そこからすれば、そもそも X や Y1 が主張している衝突があったのか疑問であることからすれば、単に実況見分調書や事故証明だけで当事者が主張する日時場所において衝突したと言えるのかも疑問が残ると考えられるし、単に衝突の事実の外形的事実だけで保険金請求の要件である「対物事故」について立証が足りているといえてよいかは疑問である¹⁵⁾。

（4）直接請求権に基づく請求における保険者の主張・立証について

直接請求権の行使による損害賠償額の請求であったとしても、保険約款上では保険会社が「被保険者に対して支払責任を負う限度において」と規定していることから、保険金請求権に基づく請求に対する主張・立証となんら変わるものではないと考える。保険金請求における車両保険についてであるが「故意免責を認めるに際しても、必ずしも明確な動機の裏付けを求めておらず、動機に言及したとしてもさほど間接事実として重きを置いていないように思われる。」加えて「逆に「偶然な事故」該当性を認めた事案において、このような行為に及ぶことでかえって不利益を被ることなどに言及しているものがみられるのは、さしたる動機がないことに言及するだけでは

14) 裁判所において、そもそも「事故」と評価できるのか、「衝突」と表現すべきなのではないかと考える。また、これにより「保険事故」、「本件事故」といった同じ「事故」という表現なのに異なるものを指し示し混乱を招くものとする。

15) なお、本件は併合審理となっており、もともと第 1 事件で X と Y1 の間では今回の保険事故の発生について争いがなかったこと（自白原則）から、第 1 事件と第 2 事件で保険事故の発生の判断を異にすることは困難であったとも考えられる。したがって第 2 事件が別訴であれば理由付けが変わった可能性もあり得たのではない。

間接事実として十分でないとの判断によるものと考えられる。」¹⁶⁾と論じられており、本件のように、動機につながるような事実（経済状況等）の他、衝突形態、経緯、事故状況の不自然さと多方面から立証することが必要となってくる。

本件同様、直接請求権に基づく請求での故意免責の事例としては、前記津地判平成 29 年 7 月 14 日自保ジャーナル 2010 号 156 頁では、当事者間の人的結びつき、供述と損傷内容の整合性（実験による検証）、過去の保険金受領歴（事故発生回数）、経済状況を、京都地判平成 22 年 8 月 31 日交民 43 卷 4 号 1096 頁（自保ジャーナル 1841 号 159 頁）では、当事者間の人的結びつき、車両購入経緯及び付保状況、事故前後の関係者の行動等の不審点、事故態様・結果の不自然さといった多方面から間接事実を積み上げている。少し訴訟形態は異なるが、東京地判平成 25 年 1 月 29 日交民 46 卷 1 号 148 頁においても、車両の損傷状況との整合性、供述の信用性、事故当時の路面条件等、供述態度、別件事故での保険給付、当事者の人的関係性を積み上げており、いずれの場合にしても保険金請求権に基づく請求に対する保険者の対応と同様の主張・立証が行われている¹⁷⁾。

その中で本件においては、保険会社側は主位的には保険事故がなかったといったことから争っていることが、事故そのものの発生状況を詳細に調査・主張することにつながり故意免責が認定¹⁸⁾され、功を奏したものとする。

16) 志田原信三ほか「保険金請求訴訟をめぐる諸問題（下）」判タ 1399 号 6 頁（2014 年）。

17) 塩崎勤ほか編・専門訴訟講座 3 保険関係訴訟 619 頁（2009 年・民事法研究会）では、車両保険の場合の保険者の主張・立証責任で、「保険者は、種々の間接事実を総合してこれを立証することになる。具体的には、①事故の客観的状況…②請求者等の行動等…③請求者の属性・動機等…④保険契約に関する事情…等が考えられる。」と解説されている。

18) 蛇足となるが、当事者の主張、立証に基づいた認定であるも内容には自動車構造を考慮すると認定理由にいくつか疑問がある点はある。